

【新型コロナウイルス感染症に負けるな】

わ！しながわ 地域応援 プロジェクト 2020

ちからを合わせて がんばろう！

募集要項



2020 年 6 月

品川区



「わ！しながわ地域応援プロジェクト2020～ちからを合わせて がんばろう！」では、「わ！しながわ」を合い言葉に、新型コロナウイルス感染症の拡大により日常生活や経済活動に影響が出る中、品川区の活力を維持しようとする区民・団体等の取り組みに対して、広報活動の支援を行います。

1. 対象者

個人、個人事業主、法人格のある団体（事業者・NPO等）、任意団体

ただし、次の要件のすべてを満たすものとします。なお、所在地は問いません。

※個人以外は、運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、なおかつ、会計処理を適正に行っており、内容を提示できること。

※事業税および特別区民税または市町村民税（法人にあっては法人都民税または法人道府県民税）を滞納していないこと。

※宗教活動または政治活動を目的としていないこと。

※特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。

※品川区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。

2. 対象事業

対象となる事業は、次のいずれかの事業です。既存事業でも構いません。

- （１）「新しい生活様式」を取り入れながら、日常生活を快適に過ごすための取り組み。
- （２）子どもたちが、家にいながら安心して笑顔で過ごすことができる取り組み。
- （３）さまざまな影響を受けている区内の商店や産業が、活気づくような取り組み。
- （４）医療など社会生活を支える仕事に従事される方へ、メッセージを伝える取り組み。
- （５）（１）～（４）のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に貢献する取り組み。

※「新しい生活様式」については区ホームページをご確認下さい。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-koho/kuseizyoho-koho-sonota/seikatsuyoshiki.html>



ただし、上記の条件を満たす事業であっても、次に掲げる事業は対象外とします。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 政治活動、宗教活動を目的とする事業
- ③ 法令に違反している事業
- ④ その他区長が適当でないと認めるもの

3. 支援内容

(1) 各事業者は、各事業のホームページ、SNS、ポスター、チラシ、看板等に以下の内容を特別に表記することができます。

- 「わ！しながわ地域応援プロジェクト」
- 限定版「わ！しながわ」金メダルロゴマーク

＜使用イメージ＞



わ！しながわ地域応援プロジェクト
〇〇〇〇デリバリー始めました！

(2) 品川区が各事業者に代わり、以下の広報媒体を使って事業の広報活動を行います。

- 品川区公式ホームページ、品川区シティプロモーション特設サイト
- メール、ツイッター、フェイスブック「しながわ！じまん」、インスタグラム
- 品川区情報アプリ「ココシル品川」
- 各報道機関へのプレスリリース

※報道機関を指定することはできません。

※新聞掲載やテレビ放映をお約束するものではありません。

4. 事業の対象期間

決定日～令和3（2021）年3月末日

5. 申込手続き

申込する際は、事前に次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① わ！しながわ地域応援プロジェクト参加申込書（別紙1）
- ② 事業内容説明書（別紙2）
- ③ 申請者の概要が分かる資料（会社概要、パンフレットなど）

なお、①～②の様式は、品川区ホームページからダウンロードできます。

区ホームページ⇒「区政情報」⇒「わ！しながわ | 品川区シティプロモーション」⇒
「わ！しながわ地域応援プロジェクト 参加募集」

[https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/
kuseizyoho-cp/2020/project_info.html](https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-cp/2020/project_info.html)



- ・提出いただいた書類は、お返しできません。
- ・提出書類に記載の内容に不明な点等がある場合は確認させていただくことがあります。
- ・必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- ・事業に関わる諸手続きは、申請者においてご確認ください。
- ・提出書類は、審査のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 申込期間および申込方法

申込期間	令和3（2021）年3月末日まで随時
申込方法	提出書類を持参、郵送、または電子メールにて提出
申込先	〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎5階 広報広聴課シティプロモーション担当 電話 03-5742-6043 FAX03-5742-6870 電子メール koho-cp@city.shinagawa.tokyo.jp

6. 使用できる「わ！しながわ」ロゴマーク等

(1) わ！しながわ地域応援プロジェクト<限定>

金メダルロゴマーク（基本形のみ）

※決定通知とともに、データは個別に送付します。

※販売等の目的では使用できません。

※色変更はできません。



(2) 新型コロナウイルス感染症対策版「わ！しながわ」ロゴマーク



Stay Home



Social Distance

(3) 「わ！しながわ」ロゴマーク



基本形



メガホン



虫メガネ



ポインター



その他

※（２）（３）のデータは区ホームページからダウンロードできます。

※使用にあたっては「ロゴ使用の手引き」および「ロゴマニュアル」をご確認ください。

※※販売等の目的で使用する場合は、「使用許可申請書(販売目的等)」をご提出ください。

(4) まちなみシルエット

※データは個別に送付します。ご希望の方はご連絡ください。

※販売等の目的では使用できません。

※色変更についてはご相談ください。



7. 事業の開始

「参加決定通知書」(別紙 3)の発送をもって、地域応援プロジェクトの開始となります。

事業の進捗状況を確認するために、適宜事業の進捗を報告いただく場合がございます。

また、必要な調査を行うことや、書類の提出を求める場合があります。

8. 事業の変更・廃止

次の場合は、「事業変更(廃止)申請書」(別紙 4)を提出していただきます。

- ・ 事業内容を変更しようとするとき(軽微なものは除く。)
- ・ 事業を廃止しようとするとき。

9. 実績報告

事業完了時または年度末に、以下の書類等を提出していただきます。

- ・ 事業実施報告申請書(別紙 6)
- ・ 事業実施報告書(別紙 7)
- ・ 事業実施が確認できる記録物
- ・ その他区長が必要と認める書類

10. その他の注意事項

(1) 次のいずれかに該当するときは、事前の予告なく、当プロジェクトの参加を停止させていただきます。

- ・ 区の要綱および規則ならびに法令等に違反したとき
- ・ 当プロジェクトの申請内容と実施結果が著しく異なる時
- ・ その他区長が不適当と認めるとき

(2) 当プロジェクトの実施にあたって個人情報の取り扱いが発生する場合、事業者に対して、区の基準に合わせた個人情報の管理方法へ改善を求めることがあります。

問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎5階

広報広聴課シティプロモーション担当

電話 03-5742-6043 FAX 03-5742-6870

電子メール koho-cp@city.shinagawa.tokyo.jp



わ! あたらしい。 **わ!** なつかしい。

古くから交通の拠点として栄え、あたたかな人情を育んできた品川。

いまでも日本と世界をつなぐ表玄関として、

終わることのない進化を続けています。

伝統が息づく暮らしと、都心の魅力が共存するこの街。

わ! とおどろく **しながわ** の素顔を、もっと多くの人に知ってほしいから。

わ! **しながわ** を合い言葉に、

とっておきの品川を発信していきます。



あなたの **わ!** **しながわ** と出会ってください。

 品川区